



市民対話集会における 意見・提言の概要をお知らせします

企画調整課・広報情報課 ☎0833-72-1400

市民対話集会実施状況

会場	開催日	一般参加者数
室積公民館	10月22日(火)	74
光井公民館	10月23日(水)	58
大和スポーツセンター	10月28日(月)	62
島田公民館	10月29日(火)	49
浅江公民館	10月31日(木)	68
三島公民館	11月1日(金)	51
周防公民館	11月13日(水)	52
合計		414

掲載にあたって

- ※集会当日に出された意見・提言および当日会場で記入または後日提出していただいた「意見・提言カード」の内容について、いずれも主な内容を要約して記載しています。
- ※重複する意見・提言については、集約して記載しています。

市では、市民の皆さんとの対話やコミュニケーションによるまちづくりを進めていくため、平成25年10月22日(火)から11月13日(水)にかけて「市民対話集会」を開催しました。

今年度は、『絆』(防災・減災を考える)をテーマに、安全で安心な暮らしをお届けするための市の取り組みについてお知らせするとともに、まちづくりや地域の課題な

ども含めた意見交換を行いました。集会には、延べ414人の参加があり、全会場を合わせて67人の方にご発言いただくとともに、22件の意見・提言カードをいただきました。多くのご意見・ご提言、ありがとうございました。

皆さんからいただいたご意見などにつきましては、これからのまちづくりの参考とさせていただきます。

絆

防災・減災を考える

【岡】防災危機管理課

☎0833-72-1400

対話集会の冒頭では、防災・減災に関する市の取り組みについて、説明を行いました。

1 防災行政無線整備工事の着手

防災行政無線とは、スピーカーを備えた屋外拡声子局を通じて、避難情報など、防災情報を一斉に情報発信するものです。

平成25年度から26年度にかけて、自然災害の被害想定区域や人口集中地区を中心とした77カ所に屋外拡声子局を設置してまいります。
※工事のスケジュール、設置箇所などの詳細については、本紙24・25頁をご覧ください。



2 海拔表示板の設置

自分たちが住んでいる地域や日常生活する地域の海拔を認識することで、津波発生時などにおける避難の目安にしていいただくことを目的として、市内の学校や公共施設を中心に105カ所、126枚の海拔表示板を設置しました。
※設置場所などについては、市HP（下段参照）をご覧ください。

★海拔表示シートを配布します

海拔表示板を補完するものとして、自主防災組織、自治会、市内事業所を対象に、海拔表示シートを作成し、配布しています。

詳しくは、防災危機管理課までお問い合わせください。

3 自主防災組織育成補助制度の推進

大規模災害が発生した場合、市、消防など公的機関の対応能力には限界があるため、災害から人的被害を最小限に抑えるためには、地域住民同士が協力して防災活動に取り組むことが重要です。

このことから、市では、平成24年度に「自主防災組織育成補助制度」を創設し、地域防災活動の核となる自主防災組織の設立促進と活動活性化に対する支援を行い、地域防災力の向上と防災意識の高揚を図っています。

4 その他の取り組み

◆津波ハザードマップの作成

県が公表する「津波浸水想定図」を基に、平成25年度中に津波ハザードマップを作成することにしていましたが、公表時期が大幅に遅れたことから、平成26年度に作成を延期します。

◆防災情報の伝達について

市では、さまざまな媒体を活用し、防災情報などの伝達を行っています。今後も、より効果的な情報伝達手段の構築に努めます。

【情報伝達手段の例】

- 広報車による広報活動
- 防災広報ダイヤル
- 光市メール配信サービス
- エリアメール（ドコモ）および緊急速報メール（KDDI・ソフトバンク）
- 市ホームページ
- 防災行政無線（平成25年度までは大和地域のみ）

★自主防災組織育成補助の内容

① 設立推進事業

新規設立した団体に対する補助（2万円）

② 地域防災活動支援事業

地域防災活動に対する補助（上限12万円）

※基本額（2万円）＋世帯割（加入世帯数×200円）

③ 防災資機材整備事業

防災資機材購入に対する補助（上限5万円）

※ただし、2回目以降は補助率50%（上限25,000円）

HP <http://www.city.hikari.lg.jp/>

防災・減災に関する意見・提言

自主防災組織について

○自主防災組織の組織数と組織率とは。

○自主防災組織の適正な枠組みや規模はどのくらいが望ましいか、指針を示してほしい。

○自主防災組織の設立よりも、既存の連合自治会などに対して市や消防が連携して指導、助言を行ったり、防災推進委員のようなものを委託したりするほうが、効率がいいのではないか。

○自主防災組織設立補助金の2万円は、どのように活用すればよいか。地域独自の防災マップ作成などの経費の助成についても考えてほしい。

○自主防災組織の補助金は無駄に使われる恐れがあるので、一考すべきではないか。

▼組織数は、自主防災組織の数であり、組織率は、自主防災組織がカバーする地域の世帯数を市内全世帯数で除した数値です。

なお、平成25年9月30日時点での組織数は74団体、組織率は78%となっています。

▼自主防災組織は地域コミュニティであり、自治会単位または複数の自治会などで構成することが基本となりますが、地域の特性などを考慮し、実際に活動しやすい範囲で設立することが望ましいと考えます。

▼各連合自治会長に対して自主防災組織補助制度や自主防災組織リーダー研修会の案内を行っています。自主防災組織は、自治会単位などで自主的に結成する組織ですが、各地区の連合自治会には、それぞれの自主防災組織が活動しやすい環境整備などの支援をお願いしたいと考えています。

▼自主防災組織の立ち上げには、資料の収集や作成、意見交換などが必要となるため、それらに伴う経費として2万円を補助することとしています。地域における防災マップの作成などについては、地域防災活動支援事業の補助制度を有効に活用してください。

▼自主防災組織に対する補助金は、地域防災活動を効果的に行っていたために創設した制度であり、この補助制度を有効に活用していただくことが地域防災力の向上に直接つながるものと考えます。

総務部

総務部

総務部

総務部

総務部

担当部局

○自主防災組織への補助は平成26年度までとなつていますが、それ以降はどうなるのか。

○山間部の集落では、高齢者も多く、指定された避難場所へ移動が困難である。

○自主防災組織リーダーを対象とした研修に加えて、地域住民を対象とした研修を行うてはどうか。

○防災士養成講座について教えてほしい。また、資格取得に関する講習会を市で行うことはできないか。

○地域の防災について、市から連合自治会に対してどのように呼びかけているか。また、自主防災組織と連合自治会との連携をどのように考えているか。

○自主防災組織設立の基準に、小学校、中学校もしくはそのPTAは対象になるか。

▼現在の補助制度は平成26年度までとなっていますが、これは3年間で制度の内容を見直すという意味です。平成27年度以降は、地域リーダー養成も視野に入れた見直しを行っていきたいと考えています。

▼地域にはさまざまな事情があると思いますが、隣近所への避難なども共同の原点だと考えます。地域の実情に合わせた活動をお願いします。

▼市では、平成18年度から自主防災組織リーダー研修会を開催し、地域防災リーダーの育成に努めています。一般の市民を対象にした防災関連の研修については、出前講座の活用をお願いします。

▼平成25年度から、県が自主防災組織促進事業として「自主防災アドバインザー養成研修（防災士育成講座認定研修）」を実施しており、この事業を有効に活用できる手段を検討します。

▼自治会の中には、防災部といった形で自主防災体制が確立され、自治会活動の一部として、日頃から地域の防災・減災に取り組んでいるところもあります。一方で、核家族化、単身世帯の増加など、近隣住民との結びつきが希薄になっている地域も多くあることから、それぞれの地域の特性に合った形で自主防災活動の取り組みを実施し、地域コミュニティ活動の活性化につなげていきたいと考えています。

▼自主防災組織の設立は、自治会など、隣近所の助け合いにより災害から人的被害を防ぐことを目的としています。

なお、教育現場やPTAなどにおける防災活動も重要であると認識しておりますので、防災教育の一環として、児童生徒に対する防災知識、防災意識の向上に努めていただきたいと思います。

総務部

総務部

総務部

総務部

総務部

総務部

担当部局

○自主防災組織を設立しても、リーダーや役員が不在のときにはきちんと機能しないのではないか。

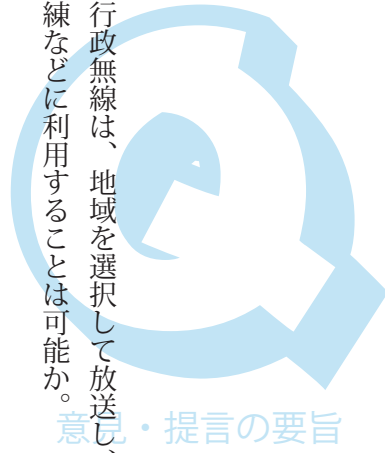
防災行政無線などの情報伝達手段について

○防災行政無線でカバーできない地域へはどのような手段で避難を呼びかけるのか。

○防災行政無線は、地域を選択して放送し、防災訓練などに利用することは可能か。

○気象情報や地震情報などをいち早くインターネットなどで見られるようにしてほしい。また、倒木や冠水など、道路の被災状況をいち早くドライバーに知らせる方法を研究してほしい。

○島田川以外の中小河川の水位状況については、どのような手段で情報を収集し、市民へ情報提供を行うのか。



▼リーダーや役員が不在でも組織が機能するよう、日常的な活動が行われることを期待しています。

※情報伝達手段の詳細については、本紙24・25頁をご覧ください。

▼防災行政無線により、市内全域に防災情報を伝達するためには、屋外拡声子局の数を相当数追加する必要がありますが、経費面などから困難なため、今回は海岸沿いや島田川沿い、土砂災害危険区域など、比較的災害の危険度が高い地域を重点的に整備していきます。防災行政無線は、災害時の情報伝達手段の一つであり、「光市メール配信サービス」や「防災広報ダイヤル」なども連動していますので、これらの媒体の活用もお願いします。

▼防災行政無線は屋外拡声子局を指定して放送することが可能であり、防災訓練などに使用することも可能です。

▼「光市メール配信サービス」に登録していただければ、逐一情報を提供します。市ホームページでも被害状況を提供しますが、ドライバーに伝える手段については、今後の検討課題です。

▼過去の災害発生場所を中心にパトロールを行い、職員による目視で確認します。河川の氾濫など、災害が発生する危険があれば避難勧告などを発令します。

総務部

総務部

総務部

総務部

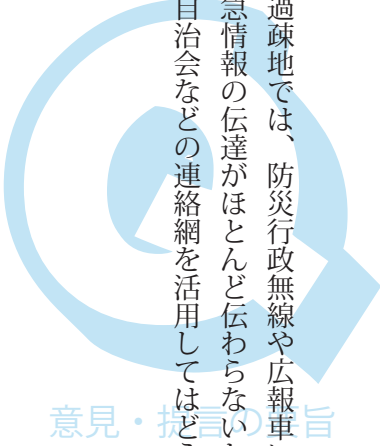
総務部

担当部局

○メール配信やホームページで情報を提供するというのが、パソコンがない家はどうすればよいのか。また、パソコンがあっても、メールやホームページを開かないと情報が入ってこないようでは意味がないのではないか。

○市内を放送エリアとしたFMラジオ局を開設し、災害時などに活用してはどうか。

○人口過疎地では、防災行政無線や広報車による緊急情報の伝達がほとんど伝わらないため、各自治会などの連絡網を活用してはどうか。

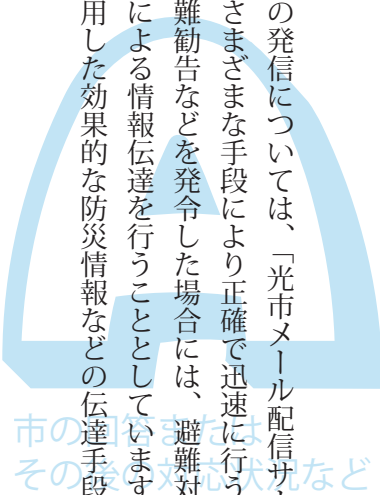


▼メールやホームページ以外にも、広報車や「防災広報ダイヤル」などでも情報提供を行っています。

なお、情報伝達の一確実な方法は、防災情報を入手した人が、隣近所への声かけにより情報を伝えることだと考えます。

▼FM放送が情報伝達手段として有効に活用されている事例は把握していませんが、放送局を開局するには多額の経費が必要であり、現状では困難と考えます。

▼防災・災害情報の発信については、「光市メール配信サービス」や防災行政無線など、さまざまな手段により正確で迅速に行うよう心がけています。また、避難勧告などを発令した場合には、避難対象地域の自治会長などへの電話による情報伝達を行うこととしています。今後も、さまざまな媒体を活用した効果的な防災情報などの伝達手段の構築に努めます。



総務部

総務部

総務部

担当部局

避難場所の指定、避難情報の発令などについて

○島田小学校が避難所に指定されていない理由は、山側に二つのため池があるからではないか。危険なため池であれば撤去するなど、対応をしてほしい。

▼「主な避難施設」とはしていませんが、「その他の避難施設」としてありますので、避難所として指定することもあります。また、ご指摘の宮ノ尾ため池1号は、危険なため池に指定しており、昨年、市で改修工事を行うことを検討しましたが、断念した経緯があり、当面は、災害が起これないよう水位を下げています。また2号については、農業用として利用されており、管理者に適切な管理をお願いしています。

総務部・経済部

○平成17年度に周防地区で避難指示を出した際、住民の避難状況はどのように確認したか。また、何か問題は発生したか。

○束荷地区の避難場所を災害の種類によって使い分けられるよう、里の厨、伊藤公資料館、自治会の公会堂なども加えてほしい。

○虹ヶ浜の指定避難所は海拔が低いため、津波の際には虹ヶ丘に避難することが考えられる。虹ヶ丘東西の自治会館、自治センターを避難所として整備してほしい。

○水害時は高台の避難施設を利用することになるが、避難場所が少ないのでは。特に浅江地区は大所帯であるため、光丘高校を正式な避難場所に追加してほしい。

○周防の森ロッジは土砂災害危険区域であるにもかかわらず避難場所に指定されているが、水害と土砂災害の同時発生など、複合災害が発生した時には危険ではないか。

○避難準備情報、避難勧告、避難指示の三つの発令は、誰がどの段階で何を基準に判断されるのか。

▼市職員および消防団員が、対象地域の戸別訪問などにより避難状況を確認しました。ただし、全ての人が避難したわけではなかったことから、日頃から防災意識を高めることが重要であると考えます。

▼管理および実用的な面から、避難所は市の施設で、かつ、ある程度の人数が安全に避難できるスペースの確保ができることを要件としています。新しい施設については、随時、検討を行います。

▼指定避難所については、その施設の開設、管理、運営などの面から、基本的には市の施設に限定しています。各自治会館などについては、各自治会の責任の下、維持管理していただきたいと考えています。

▼光丘高等学校とは、「避難所開設に係る覚書」を交わしており、大規模災害時には市からの要請により、避難所として利用することは可能となっています。

▼土砂災害警戒情報が発表されるなど、土砂災害の危険性が高い場合には、周防の森ロッジを避難所として利用することは考えていません。それ以外の場合であれば、これまで同様に、避難所として有効に活用したいと考えます。

▼避難情報の発令を判断するのは、災害対策本部長である市長です。判断基準については、「避難勧告等判断マニュアル」を作成しています。なお、水害については、河川上流の観測局雨量や水位を判断の目安にしています。

総務部

総務部

総務部

総務部

総務部

総務部

担当部局

○避難勧告の前に避難準備情報を出すようにしてほしい。

○避難誘導は、適切な指示を早く出せば被害を軽減できるのでは。可能な限り早めの指示をお願いしたい。

○避難所に指定されている小中学校では、災害発生時の避難者の対応を教職員が行うのか。

○避難所に指定されている小中学校への食料、飲料の備蓄をお願いしたい。特に津波の際、室積小学校は孤立する可能性があるため、生徒数プラス付近住民の1日分は必要ではないか。

○行政からの避難指示を待つだけでなく、住民が個々に判断して自主的に避難すればよいと考えるが、自主避難に対する市の考え方は。

○災害時に逃げないほうがよい場合とはどのようなときか。

▼避難勧告を発令する場合には、事前に避難準備情報を発令することとされています。ただし、急な集中豪雨時など時間的な余裕がない場合には、即避難勧告を発令する場合がありますので、ご理解ください。

▼以前は、「空振り」になることを恐れて避難勧告などの発令をためらう傾向がありました。近年の災害発生状況などの教訓から、現在は、深夜などではできる限り避けて、早い段階で避難勧告などを出すよう努めています。

▼避難所を開設する際には、市職員が出向いて避難者への対応をします。

▼避難所については、災害の種類、規模などにより開設する避難所を決定するため、備蓄食料品などは開設した避難所に必要な量を配布することとしています。そのことから、現時点では避難所に指定している小中学校への備蓄食料事前配備の予定はありません。

▼災害の危険性を感じた場合には、避難勧告などの発令前であっても自主避難をしてください。
なお、自主避難場所の安全確認など、開設準備が必要であるため、事前に市への連絡をお願いします。

▼避難を開始しようとした時に、夜間または、すでに自宅付近が浸水している場合などは避難行動に危険が伴うため、無理して避難するより自宅のできるだけ安全な場所に留まる方が良いと考えます。

総務部

総務部

総務部

総務部

総務部

総務部

担当部局

○自治会単位など、各地域ごとの避難場所と経路をはっきりと示してほしい。

ハザードマップについて

○ハザードマップは、どのように活用すればいいのか。

○島田川氾濫（決壊）時の浸水予想や時間などが知りたい。

○ハザードマップによると、新宮、旭地区のほとんどが危険区域となっており、マップ上で危険度（程度）が判断できない。危険区域の中で、もう少し詳細な危険度のランク付けはできないか。

○ハザードマップに示された危険区域の中には、休耕田や耕作放棄地、土砂の廃棄場所や採石場などがあり、危険区域をさらに危険にしているように思われるが、市の考えは。

▼一時的な避難場所や避難経路については、地域の特性により詳しい各自治会、各家庭などで、事前に決めておくことが効果的だと考えます。
 なお、避難場所を決める時には、各種ハザードマップを参考に、実際に道路や避難場所を確認し、安全で確実に避難できる経路などを決めておくことが大切です。

総務部

▼ご家庭や自治会、自主防災組織の中で危険箇所や避難場所などを話し合う際の資料としてご活用ください。

▼島田川洪水ハザードマップには、浸水区域と浸水時間なども記載していますので、避難時などの参考にしてください。

▼災害は、気象状況や地形などによって起こり方に個性があるため、危険度のランク付けは困難です。島田川洪水ハザードマップや高潮ハザードマップでは、浸水深を示しており、浸水深が高いほど危険性が高いと考えられます。また、土砂災害については、県が土砂災害を受ける危険性がある場所を警戒区域に指定しており、市では土砂災害ハザードマップを作成していますが、県では、今後、更に危険性が高い場所を特別警戒区域に指定する予定です。

▼土地の所有者などに適切な管理を行うよう指導してまいりますので、お気付きの際には、市にご連絡ください。

建設部

総務部
 総務部
 総務部
 担当部局

海拔表示について

○海拔表示板の設置目的は。

○海拔表示板は市内のどこに何カ所設置したのか。

○海拔表示板の活用について、どのくらいの高さのところをめどに避難すればよいか

○海拔表示板に指定避難所である旨を記載してはどうか。

意見の提言の要旨

都市基盤の整備について

○光井三丁目の市道は、雨量が35ミリを超えると冠水するが、国道の電線地中化を利用した治水対策を国に働きかけるべきではないか。

▼海拔表示板は、津波から避難する場合などの参考にしていただくために設置したものです。いざというとき、どこに避難すればよいかの判断に活用ください。また、自分の住む地域の標高を知りたいという、子どもたちへの教育的配慮もありますので、学習教材としてもご活用ください。

▼市内の公共施設など105カ所に126枚を設置しました。また、光ロータリークラブが民間施設を中心に52枚の表示板を設置することになっています。

なお、海拔表示箇所を増やすことを目的に、自治会などを対象に「海拔表示シート」の作成、配布を開始しました。

▼平成25年12月24日に県が公表した県内各市町の津波浸水想定によると、本市の最高津波水位は3.6mとなっています。

▼災害の種類、場所、規模により開設する避難所が異なりますので、混乱を避けるため、あらかじめ表示することはしていません。指定避難所などの周知は、他の手段で行います。

またはその後の対応状況など

総務部

総務部

総務部

総務部

担当部局

建設部

▼現在進められている電線地中化工事は、既に作成された計画図面に基づいて工事が進められていますので、水路などの排水管を埋設することは困難です。工事後、改めて水路の新設が可能かどうか、国土交通省と協議したいと考えています。

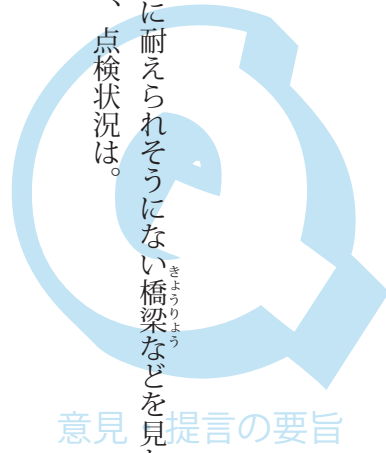
○市の高潮ハザードマップでは、室積地区のかなりのところが浸水するようであるが、戸仲から松原にかけての高潮対策の進捗状況は。また、この高潮対策は今後室積地区全体まで拡大される計画か。

○緊急車両が入れない道路を調査し、対策をお願いしたい。

○地震に耐えられそうにない橋梁^{きょうりょう}などを見かけるが、点検状況は。

○虹ヶ丘西部地区は、電気が下松市側から海岸線を通って送電されているため、災害が発生した場合、長期に渡って停電となる可能性がある。ライフラインの強化について、市からも要望してほしい。

○大峯ため池は集中豪雨に耐えられるのだろうか。補強などの計画があれば教えてほしい。



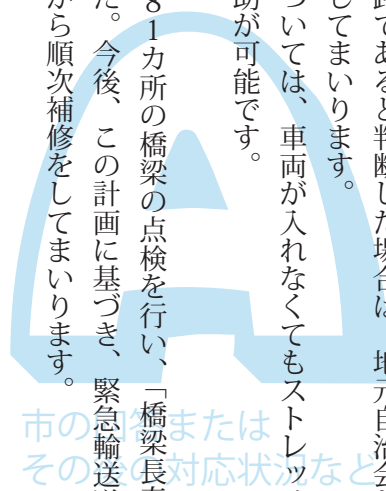
▼現在、戸仲側の防砂突堤の設置が完了し、戸仲漁港のかさ上げを行っています。平成25年度からは、養浜^{まいたん}※1に取り組み、まずは1万³mの砂を入れて検証し、良好な結果が得られれば、平成27年度から5年間をかけてさらに12万5000³mの砂を投入していく予定です。
なお、この計画は、高潮と海浜の侵食対策として平成14年度から取り組んでいるものであり、今の地区に限られています。

▼年間を通じて道幅の狭い道路の調査を行い、関係部署との情報共有に努めます。道路河川課にご連絡いただければ、職員が現地を確認し、幅員が狭く危険な道路であると判断した場合は、地元自治会などと協議の上、事業化を検討してまいります。
なお、救急車については、車両が入れなくてもストレッチャーなどを使った人力での救助が可能です。

▼平成24年度に181カ所の橋梁の点検を行い、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。今後、この計画に基づき、緊急輸送道路や跨線橋などの重要な橋梁から順次補修をしてまいります。

▼中国電力に対して要望をしていますが、引き続き、対応策の検討を働きかけてまいります。

▼大峯ため池については、危険ため池に指定されておらず、補強などの計画はありませんが、関係者や県と協議し、現地調査などを検討するとともに、管理者に適切な管理を指導してまいります。



経済部

建設部・消防本部

建設部

担当部局

建設部

経済部

※1 養浜…侵食傾向にある海岸線に砂を寄せて砂浜を造成すること。

○近所に水害や土砂災害が起こりそうな農地があるが、休耕田であるため災害危険箇所だと認めてもらえない。せめて補修材料を支給してもらえないか。

○光井二丁目の水害対策用の排水ポンプとゲート弁の管理について。

①市の管理部門はどこなのか。

②誰が現場の責任者で指揮命令するのかなど、運転管理要領はきちんと整備されているか。

③設備のメンテナンスや台風シーズン前の試運転は行われているか。

④県港湾課からの引き継ぎで、ポンプの性能確認など試運転は行ったか。その結果は設計基準を満たすものであったか。

○大雨の災害に備え、河川の浚渫※2を継続して実施する体制を検討してほしい。

意見・提言の旨

▼農業用水路については、小規模の被災は補修用資材を支給し、対応をお願いしています。農地については、所有者が対応することになります。なお、降水量や被災規模によっては、災害復旧で対応できる場合がありますが、農地災害につきましては所有者に負担が生じます。

▼管理状況などは次のとおりです。

①道路河川課が管理しています。

②建設部長の責任および指揮において操作を行うこととしており、運転管理要領も整備しています。

③メンテナンスを2カ月に一度実施しています。試運転については、年に一度実施しています。

④県から引き継ぐ際、ポンプの性能確認などを実施しましたが、特に問題はありませんでした。

▼地元自治会などからの要望を受け、危険度の高い箇所から実施しています。特に気になる場合は、道路河川課にご連絡ください。

市の回答またはその後の対応状況など

経済部

建設部

担当部局

建設部

その他

○要援護者の避難に使用する車いすの貸し出しや購入補助はできないか。

▼介護保険制度などで対応が困難な場合は、短期間であれば社会福祉協議会で車いすの貸し出しを行っています。

福祉保健部

※2 浚渫…川底の土砂や岩石をさらうこと。

○昭和20年に発生した枕崎台風における市内での被害状況は。

▼島田川の大洪水による市内の被害状況は、死者10人、負傷者20人、家屋全壊2戸、家屋半壊3戸、床上浸水876戸、床下浸水1527戸、田畑冠水40町歩※3、橋梁流失3カ所（千歳橋・木下橋・三島橋）、道路崩壊2カ所、堤防決壊3カ所となっています。

総務部

○要援護者に対する避難支援には、支援者や自治会、民生委員などとの平素からの連携が必要不可欠であるが、個人情報保護の観点から情報の共有が図りづらい面がある。市として、個人情報保護の枠を超えた支援をしてもならないか。

▼要援護者本人の了解があれば、名簿を自治会などに提供することは可能です。災害時要援護者台帳の平成25年4月1日現在の登録者は911人で、避難支援者を確保されている割合が47・1%となっています。なお、現在、登録者のうち、43・4%の人の情報を自治会などに提供しています。

福祉保健部

○消防団の集合場所はあらかじめ定められているが、災害の状況により臨機応変に集合場所を変えることは可能か。

▼消防団が保有する装備、緊急連絡手段などを考慮すると、消防団機庫が望ましいですが、災害の状況によっては機庫以外の場所を指定することがあります。

消防本部

○諸外国や国の基準がどうであれ、原発事故発生の可能性も合わせて防災体制をつくるべきではないか。

▼国の原子力災害対策指針および山口県地域防災計画（原子力災害対策編）により、原子力災害対策重点区域の基準は、予防的防護措置を準備する区域（PAZ）と緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）が定められており、PAZは原子力施設を中心としておおむね半径5km、UPZはおおむね半径30kmの範囲となっています。なお、本市の最も近くにある伊方原発からの距離は、牛島で約50km、市役所で62・6kmの位置にあり、国・県で定める「避難準備計画の策定対象区域等」になっていません。また、原子力発電所の事故を想定した避難計画については広範囲に及ぶことなどから、市独自で避難計画を策定することは難しいと考えます。

総務部

担当部局

※3 町歩… 1町歩 = 約9917㎡（約3000坪）

まちづくりや地域の身近な課題に関する意見・提言

地域コミュニティについて（地域づくり・自治会・公民館など）

○地域コミュニティの創造とは、どのような概念なのか。わかりやすい言葉で具体的な目標などを教えてほしい。

○自治会未加入者に対して、自治会への加入促進を行政から働きかけることはできないか。

○高齢者や障害者が利用しやすいよう、公民館へのエレベーターの設置や和式トイレの洋式化などをお願いしたい。

自然・環境について（環境保全・地球温暖化対策・廃棄物処理など）

○クリーン光大作戦の前に周東大規模農道などの草刈りをしてもらいたい。また、県道についても県に働きかけをしてほしい。

▼「地域コミュニティ」とは、一定の地域を拠点とした、自治会や老人クラブ、子ども会など、地域住民の集合体による活動全般のことを指します。市では、多様化する地域の課題を、地域の人たちが自分のこととして捉え、子どもの見守りや高齢者への支援、さらには災害時の避難などに主体的に取り組み、自分たちが住んでいる地域を自分たちの力でより良いものにする「地域自治の推進」を目指しています。

▼自治会は任意組織であるため、加入や運営などについて行政が直接関与することはできませんが、自治会の仕組みや役割、市の自治会に対する補助制度などを掲載したパンフレットや、加入促進のためのチラシの作成などを検討します。

▼費用の問題に加え、建物の構造上の問題もあり、現状ではエレベーターの設置は困難です。洋式トイレにつきましては、各公民館に障害者用として1カ所を設置していますが、既存の和式トイレの洋式化についても、利用者の要望などを踏まえて検討してまいります。

市民部

市民部

市民部

担当部局

建設部

▼市道高尾鍋倉線（旧周東大規模農道）および大和農免道路の草刈りについては、クリーン光大作戦の前に実施しています。県道については、引き続き、道路管理者である県に要望してまいります。

○近年、異常気象による災害が多く発生しているが、地球温暖化に対する市の取り組みを教えてください。

○野焼きをした場合、どの程度なら認められるのか。

○室積東ノ庄では、アルゼンチンアリの駆除に苦労しているが、被害が市内全体に広がらないよう、息の長い取り組みをお願いしたい。

○市営南汐浜住宅は、入居者の高齢化により、側溝の清掃などが十分にできないため、市で定期的に清掃をしてもらえないか。

○室積小学校横の側溝から悪臭が出ている。市で定期的に清掃をしてもらえないか。

意見・提言の要旨

▼平成24年度に策定した「第2次環境基本計画」に基づき、太陽光発電システムの普及拡大を図るとともに、省エネルギー機器の導入や緑のカーテンの設置を促進するなど、地球温暖化の要因とされる温室効果ガスの排出量削減に向けた取り組みを進めています。また、市民一人ひとりが自らの問題として捉え、自ら行動を起こしていくことが大切であることから、さまざまな啓発活動や環境学習活動にも継続的に取り組みます。

▼野焼きは原則として禁止ですが、①風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却、②農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却、③たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なものについては例外行為とされています。

なお、野焼き禁止の例外行為とされた行為であっても、生活環境への支障など、通報があれば、行政指導を行うこととなりますので、周辺住民の理解を十分に得ながら行っていました。

▼現在、市で実施しているアルゼンチンアリ対策事業は平成24年度からの3カ年計画です。平成26年度に実施する防除の結果を踏まえ、平成27年度以降の対策を検討します。

▼住宅敷地内の管理については原則として入居者をお願いしています。

▼今年度、室積小学校横の側溝清掃を実施しました。今後も、必要に応じて実施します。

環境部

環境部

環境部

建設部

建設部

担当部局

○資源ごみの回収前持ち去りで授産施設の収
入が減少している。対策を。

○近年は、「後継ぎがない」、「費用がかかる」
などの理由から、お墓を建てないなど、埋葬
や葬儀のあり方が変わってきているようであ
る。火葬後の遺骨の引き取りについて、引き
取るか引き取らないかなどを選択することは
できないか。

産業の活性化について（商工観光・農林水産業の振興など）

○自治会などの除草作業が、民間事業者から
仕事を奪ってしまうことにはならないか。

○有害鳥獣対策について、市と警察との連携
はどうなっているか。

○イノシシ、サルの被害を通報した際には、
速やかに対応するとともに、対応状況を報告
してほしい。

▼持ち去りの禁止看板をごみステーションに設置するとともに、不審車両
を発見した時の通報方法などを記載したチラシを配布して周知を図ってい
ます。今後も、ごみ減量等推進会議や出前講座、イベントなど、あらゆる
機会を通じて、市民の皆さんにも協力を呼びかけるとともに、古紙類の
資源化やごみの減量化など、リサイクル意識の高揚に努めてまいります。

▼光市、下松市、周南市の3市が共同で運営する公営斎場である御屋敷
山斎場に確認したところ、当日の火葬前までに遺族が斎場に申請するこ
とにより、遺骨を引き取らないことを選択することは可能とのことでした。

環境部

環境部

▼自治会などの皆さんにご協力いただいた分は、他の仕事を発注するこ
とができますので、民業の圧迫にはなりません。今後とも、草刈りなど、
可能な限りのご協力をお願いします。

▼近隣住民の安全確保のため、必要に応じて警察署との情報交換や現地
対応などを行っています。

なお、捕獲については、警察ではなく捕獲隊員などの狩猟免許取得者
によることとなります。

▼対応の不備についてはお詫びいたします。対応漏れを防止するため、
受付簿を整備するとともに、通報者に対応状況を報告いたします。

経済部

経済部

建設部

担当部局

<p>○室積八丁目付近にイノシシが出没するようになった。早急に対策を取ってもらえないか。</p> <p>○サルが東自治会（東荷）の民家に出没し困っている。サルやイノシシの駆除および対策をしてほしい。</p>	<p>▼室積八丁目（山根町自治会および池ノ原自治会）に箱わなを設置するとともに、捕獲隊とも連携し、わなの移設やエサの交換などを行っているところ、11月初旬に室積二丁目内で成獣1頭を捕獲しました。それ以降、目撃情報がないことから、今後は、地元自治会との協議を行いながら対応を検討してまいります。</p> <p>▼サルについては、平成24年度に箱わな9基を購入し設置していますが、これまで数頭のみ捕獲に留まっています。イノシシについては、年間約300頭を捕獲するとともに、防護柵設置に対する補助を行っていますが、被害も横ばいで減少しない状況です。今後も引き続き、捕獲隊などとの連携のもと、捕獲対策に努めてまいります。</p>	<p>経済部</p>
<p>医療・保健・福祉について（地域医療・健康づくり・障害者、高齢者福祉など）</p> <p>○大和地域における一次医療機能の充実に向け、院外診療所の建設および医師を呼び込める環境づくりをお願いしたい。</p> <p>なお、院外診療所の建設候補地として、市役所大和支所を提案したい。</p> <p>○現在の休日診療所は、日中のみの診療であるが、夜間の緊急時にはどこへ行けばよいか。</p> <p>○すでに「限度額適用認定証」の交付を受けているにも関わらず、高額療養費支給申請書が届いた。市と医療機関や院外薬局が連携す</p>	<p>▼大和総合病院の診療科目の減少に伴い、大和地域の一次医療機能が低下していることは十分理解していますが、現段階において、大和総合病院外への民間診療所誘致の具体的な施策は白紙の状態です。今後、関係所管などとの連携を強化し、誘致の可能性などについて検討してまいります。</p> <p>▼夜間については、光総合病院および大和総合病院で対応しています。なお、小児の救急医療は、周南こどもQQ（徳山中央病院内）で休日・夜間の診療を行っています。</p> <p>▼高額療養費については、国民健康保険法施行令において、上限額の適用は、①1患者ごと、②1カ月ごと、③1病院や1薬局ごとで計算することが定められており、ご指摘のような医療機関や院外薬局、市が連携</p>	<p>福祉保健部</p> <p>福祉保健部</p> <p>市民部</p>

担当部局

ることによって手続きの簡素化を図ることができないか。

○ゆーぱーく光のマッサージ器は、200円で15分であるが、時間が長くて体が痛くなる。100円で7〜5分にしたらもっと利用者が増えるのではないか。

○市営住宅の非現地建替えに際して、一部を共同生活援助事業（グループホーム）対応型にはできないか。



意見・提言の要旨

しての適用は困難となっていますので、ご理解とご協力をお願いします。

▼15分で一連のマッサージが終了するようにプログラムが組まれていることから、時間の短縮などには対応できません。

▼障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業における「共同生活援助事業（グループホーム）」については、平成26年4月1日から、「共同生活介護事業（ケアホーム）」との一元化が図られることが決定しています。この改正が今後の施設整備にどのような影響を及ぼすかはわかりませんが、まずは従来通り、民間活力による施設整備を促しつつも、法改正の影響にも注視しながら、住宅行政などとの連携も視野に入れ、関係部署と情報共有を図っていきたく考えています。

なお、今後、市営住宅の建替えにあたっては、子育て世帯や高齢者世帯、障害者者世帯など多様な世帯に配慮した住宅提供について、国や県などと連携を図りながら調査研究を進めてまいります。

福祉保健部

福祉保健部・建設部

担当部局

子育て支援について（保育・教育など）

○さつき幼稚園は、園児の減少により閉園となってしまうのか。開園時間の延長や送迎バスを用意するなど、存続させる工夫はできないか。

▼保育サービスの拡充は、私立幼稚園の補完的な役割を担う公立幼稚園という側面から、早急に実施することは困難です。

なお、昨年10月に入園意向調査を実施したところ、さつき幼稚園への入園希望はありませんでした。市では、集団教育を行う園児数の維持が困難と判断し、同園の園児募集を停止するとともに、その代替措置として、やよい幼稚園の通園範囲に周防小学校区域を含めました。

福祉保健部

○通学路の安全について、現状を調査し、早急に対策を行ってほしい。

○兼清外科裏側の通学路は、道幅が狭い割に車の通行が多く危険である。安全対策をお願いしたい。

○浅江小学校の学校行事に参加することが多いので、現給食センター跡地を保護者の駐車場にしてほしい。

○大和地域の小学校を一つにまとめ、遠方の児童の送迎をスクールバスにすれば、山道などを通学するよりも安全ではないか。また、岩田地区に中学校を移転すれば徒歩で登校ができる生徒が増えるのではないか。

都市基盤の整備について（都市計画・道路・河川など）

○旭新宮の県道は、多くの中高生が通学しているにも関わらず街路灯が少なく、夜間は危険である。街路灯を増やしてほしい。

○光井八丁目の赤線※4と市道との交差点に、段差があり危険なところがある。落下防止の柵を設置してほしい。

▼関係機関とも協議をしながら検討し、改善してまいります。

▼昨年度の通学路緊急合同点検で危険箇所としてあげられ、路側線や溝蓋などを整備しましたが、道幅については、隣接した民家などがあることから、道幅拡幅には至っておりません。現在、学校で通学路の変更を含めた検討を行っています。

▼現学校給食センター跡地については、活用や処分を含め、幅広く検討しています。

▼学校のあり方については、児童・生徒数の推移だけでなく、総合的に学校の将来像を含め検討してまいります。

市の回答だけでなく、その後の対応状況など

建設部

教育委員会

教育委員会

教育委員会

担当部局

▼今後、関係部署と協議してまいります。

建設部

▼平成26年度以降の設置を検討しています。

建設部

※4 赤線…道路法の適用のない法定外公共物である道路のこと。

○岩田駅周辺都市施設整備計画の中で、東荷から大和総合病院へ抜ける道路も整備してほしい。

○岩田駅の近くにバリアフリーと緊急連絡装置付き市営住宅があれば、高齢者が歩いて行動できる範囲が広がり自立支援にもつながるのではないか。

○毎年クリーン光大作戦で太郎丸川の清掃を行っているが、川底に凸凹があり危険である。また、路上まで3〜4 m高さがあり階段もないため、清掃作業が難しい。川の整備をお願いしたい。

○植松地区の県道徳山光線で施工中の大規模工事について、次の2点を要望する。

①期間内に工事を完了し、少なくとも元の状況までに復旧すること。

②歩道内の工事は、通学、老人弱者の通行の妨げにならないよう、特に凸凹に配慮すること。

○島田川の定期的な浚渫※2の実施と、工事を行う際の安全確保を県に要望してほしい。

▼現在、大和農免道路の拡幅や歩道整備の計画はありませんが、舗装状態の悪い箇所や災害などで破損した箇所については、適切に対応してまいります。

▼現在、「岩田駅周辺都市施設整備基本計画」の策定に取り組んでいますが、今後、この計画に基づき、市営溝呂井住宅を町民プール跡地周辺に移転建替えることとし、高齢者や障害者など、誰もが安心して生活できるよう、バリアフリー化を進めます。

▼現在、河川の整備に向けて検討・協議を行っています。

▼対応状況などは、次のとおりです。

①現在の復旧は仮舗装ですが、最終的には歩道幅全てを舗装する予定です。

②仮舗装に凹凸が発生しないよう受注者に指導していますが、再度受注者に口頭で通知しました。また、重機などの走行で道路脇の土手が荒れていましたので、原形に復旧するよう指示しました。

▼浚渫工事を管轄する県に計画的な浚渫を要望するとともに、住民に対する事前説明や工事の安全確保について伝えます。

建設部・経済部

建設部

建設部

水道局

建設部

担当部局

※2 浚渫…川底の土砂や岩石をさらうこと。

<p>○県道光玖珂線の歩道拡張について、早期着工を県に要望してほしい。</p>	<p>▼市が直接土地所有者などと用地交渉をすることはできませんが、引き続き、県に働きかけてまいります。</p>	<p>建設部</p>
<p>安全・安心のまちづくりについて（防火・交通安全・防犯など）</p>	<p>○公共施設や通学路などに防犯灯を設置してほしい。</p> <p>▼防犯灯の設置については、光市防犯協会が行っていますが、電気代などは自治会の負担となりますので、各自治会において検討をお願いします。また、通学路の安全確保については、引き続き関係機関と連携し対応してまいります。</p>	<p>市民部・教育委員会</p>
<p>○ため池や消火栓など、山火事の初期消火に必要な設備を整備してほしい。</p>	<p>▼消火栓および防火水槽については、計画的に整備を行っています。また、河川などのうち、ポンプの配置が容易で水量が十分であるものについては、消火活動に活用することとしています。</p>	<p>消防本部</p>
<p>その他（市の財政・人口定住対策・市への要望・行政対応など）</p> <p>○住宅団地の建設など、若者定住対策をしてほしい。</p> <p>○空き家を活用した人口定住対策をお願いしたい。</p> <p>○郵便局で市税の納付ができるようにしてほしい。</p>	<p>▼人口減少社会における住宅団地の建設は、民間との役割分担などの課題があり、現状では困難と考えます。若者も含めた人口定住の促進に向けて、総合的な観点から必要な施策の実施、検討を進めます。</p> <p>▼空き家を活用した人口定住対策については、先進地視察など調査、研究を進めているところです。市としても重要な課題として認識していますので、引き続き、本市にふさわしい施策のあり方について検討してまいります。</p> <p>▼ご不便をおかけしますが、手数料などの問題から現在は郵便局での納税はできません。口座振替をご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>政策企画部</p> <p>政策企画部</p> <p>市民部</p>

○市の負債状況と、財政改善計画について教えてほしい。

○自治会で刈った草の回収を環境事業課に依頼したところ、すぐに対応してもらった。市長からも職員をほめてあげてほしい。

(光まつりに対する提言)

○パフォーマンスパレードの審査は、お祭りに来た人に投票権があってもいいのでは。また、各公民館からパレードに参加出来る団体やグループを推薦するなど働きかけをしてはどうか。

(ひかりふるさとまつりに対する提言)

○野菜の品評会は、その場限りではなく入賞者やその野菜の事をもっとPR出来ないか。また、食文化を高めるため、光の食材を使った料理・お菓子コンテストのようなものをここに組み入れて発表してはどうか。

▼市の負債は、一般会計で約210億円、特別会計などを合わせた全体では約430億円となっております。徐々に減少しています。施設などは、後年度の世代も使用しますので、世代間の負担の平準化を考えると一概に借金をすべきでないということがあります。一方で、後世に負担を先延ばしにすることは避けるべきだとも考えています。また、財政の改善計画につきましては、平成24年3月に策定した「財政健全化計画」において、負債の残高を一定の範囲内に抑えるよう目標額を設定しています。今後も引き続き、負債の残高などに留意しながら適切な財政運営に努めます。

▼対話集会の後、市長から直接お褒めの言葉をいただき、職員の仕事に対する士気が高まりました。今後ともできるだけ早めの対応に努めます。

▼来場者による投票を加算したことがありますが、組織票と思われる行動など、公正な審査が担保されない場面が見受けられたため、現在の審査員による審査としています。引き続き、来場者の意見を公正に反映させることができる審査方法について研究してまいります。また、ご意見を参考に、各方面に広く周知や働きかけをしてまいります。

▼ひかりふるさとまつりは、実行委員会で実施されますので、ご提言については、来年度の実行委員会で協議検討をさせていただきます。

政策企画部

環境部

経済部

経済部

担当部局